

# 平成26年度公益財団法人横浜市消費者協会事業計画書

単位:千円 ( )内は前年度予算

事業名	内容
<b>I センター運営事業(センター機能活性化事業含む)</b>	<b>139,872千円(139,018千円)</b>
<b>1 消費者教育事業</b>	<b>2,957千円(2,332千円)</b>
出前講座	①高齢者利用施設への講師派遣【年20回】 ②消費生活推進員や自治会・町内会、障害者団体等が開催する悪質商法に関する講座への講師派遣【年45回】 ③企業の新人社員研修等への講師派遣(有料)【年5回】 ④出前講座用教材等の作成
悪質商法被害未然防止講演会	①シニア大学(主催:市老人クラブ連合会)への講師派遣【年18回】 ②福祉従事者等を対象にした福祉・保健カレッジ(実施主体:ウィリング横浜)への参画
消費生活教室	消費者団体や消費生活推進員と検討したテーマ等により、市民を対象に消費生活に関する幅広い知識を提供。区との共催にも取組み、地域でも実施【年12回】
子ども消費生活セミナー	身近なことを題材にした消費生活に関する教室を子供を対象に開催【年2回】
簡易テスト教室	①簡易テスト教室 食品等についての簡易なテストを通じ、身近な生活に関して科学的に考え、正しい知識を得るための教室【年10回】 ②簡易テスト指導教室 学校での消費者教育等で活用できる簡易なテスト方法を学ぶ教室(教員対象)【年2回】 ③夏休み子ども実験教室 小学生を中心に簡易な実験を通じて、賢い消費者を育成するための教室【年2回】
食品表示・安全講座	消費者の食品の表示・安全に対する知識や理解を深めることを目的に、食に関する講演会を行う【年1回】
<b>2 消費者啓発事業</b>	<b>19,312千円(18,083千円)</b>
消費生活情報よこはまぐらしナビ発行	消費生活相談情報、地域情報、商品テスト情報等、消費生活に関するタイムリーな情報を掲載【年12回発行・各10,000部】
啓発用ポスター、リーフレット〔関東甲信越ブロック悪質商法被害未然防止共同キャンペーン関連事業〕	若者の悪質商法被害未然防止を図ることを目的に啓発用ポスター等を作成し、高校・大学等に配布【ポスター180枚、リーフレット6,700枚】
消費者被害未然防止啓発	①メディアを利用した啓発(ラジオ、地域情報誌等) ②啓発グッズの作成 ③高齢者向け啓発(リーフレット) ④消費生活推進員や自治会・町内会、区役所が作成する啓発資料等の提案・助言支援【随時】
地域に根ざした高齢者向け消費者啓発	情報が届きにくい高齢者に対する、福祉関係者との連携による消費者啓発及びセンター周知(センターサポーター転換)
若者向け消費者啓発	若者向け媒体等を利用した悪質商法手口などの啓発(情報紙等)
センター広報・周知	交通機関等での周知 車内映像広告、大型ビジョン広告、駅映像広告<新規>によるセンター相談窓口等の周知
<b>3 IT関連情報発信事業</b>	<b>1,363千円(1,683千円)</b>
ホームページ モバイル版ホームページ	①ホームページによるセンター事業案内や相談事例等の情報発信 ②ホームページのスマートフォン対応、年間保守<新規> ③モバイル版ホームページによるセンター情報発信
メールマガジン配信	①相談事例やセンター事業案内等を「消費生活ハマメール」で配信 ②主に携帯電話を対象に週一回、最新の情報を基にした注意喚起等を「はまのタスケ・メール」で配信 ③メールマガジン配信登録の周知

<b>4 相談事業</b>		<b>105,700千円(106,259千円)</b>
消費生活相談	商品やサービスの契約及び悪質商法等に関する相談、問合せに対応 ①電話相談、FAX相談、「消費者ホットライン」による相談 ②センター・区役所等での面接相談(予約制) ③福祉施設従事者等からの専用電話回線(ホットライン)による相談 ④メールによる相談 ⑤PIO-NETの運用(PIO-NETへの情報入力、情報受信) (PIO-NET:国民生活センターの「全国消費生活情報ネットワークシステム」の通称) ⑥相談員が相談の処理にあたり、弁護士の助言を受ける法律相談【年60回】 ⑦相談員が相談の処理にあたり、専門家から助言を受ける専門相談 ⑧相談員に対して専門知識研修等を実施	
特別相談	「若者110番」「高齢者110番」「多重債務者特別相談」「工事・建築110番」等を開設	
<b>5 商品テスト事業</b>		<b>2,509千円(3,171千円)</b>
苦情品原因究明	相談者が持参した苦情品について、技術士会など専門機関と連携し原因を究明 ①技術士会への技術士の派遣委託【年30回】 ②建築など専門機関への報告書作成やあっせん立会いなどの委託 ③原因究明検査機関への委託等を実施	
共同商品テスト	消費者団体や消費生活推進員と協働で商品テストを実施	
情報の発信	商品テストの結果等を「消費生活情報よこはまくらしナビ」やホームページ等に掲載	
<b>6 消費者団体等連携・支援事業</b>		<b>1,089千円(784千円)</b>
施設提供	消費者団体や消費生活推進員への活動支援として、会議室の貸出(有料)や活動作業室を提供	
会議室無料開放デー	消費者団体や消費生活推進員の活動支援のため月1回無料で開放、または1カ月以内に予約されていない会議室について無料で開放	
展示・情報資料室	消費生活に関する図書・資料・ビデオ等の閲覧・貸出及びレファレンスサービス。視覚障害者への録音テープや聴覚障害者向け字幕ビデオの提供。消費者団体や消費生活推進員、自治会・町内会、区役所等への啓発パネルの貸出、消費者教育関連図書の充実	
被害未然防止街頭キャンペーン	消費者団体や消費生活推進員、公的機関と連携・協働し、街頭で消費者被害の未然防止キャンペーンを実施【年1回】	
消費者団体等連携推進会議	消費者団体や消費生活推進員と連携・協働して取り組む事業の企画等の会議を開催【年2回】	
会議室利用者懇談会	より使いやすい会議室の運営をめざし、利用者の意見の反映を目的に懇談会を開催	
<b>7 施設管理事業</b>		<b>6,942千円(6,706千円)</b>
施設管理	消費生活総合センターの設備管理及び清掃等	
<b>II 協会自主事業</b>		<b>185千円(200千円)</b>
大学等との連携	①市内の大学や専門学校との連携により、効果的な若者向け消費者啓発・教育の実施 ②市内の大学や専門学校との連携により、効果的な若者向け消費者啓発物の作成	
人材登録・紹介事業	消費生活関連分野の講師を登録し、消費生活推進員や区役所等からの依頼に応じて紹介	
<b>III 計量検査受託事業</b>		<b>27,523千円(26,276千円)</b>
特定計量器定期検査事業	取引及び証明に使用される計量器の定期検査及び啓発 ①検査区域:南部方面10区 (旭区、泉区、磯子区、金沢区、港南区、栄区、瀬谷区、戸塚区、保土ヶ谷区、南区) ②検査予定台数:約9,600台(約2,900戸) ③計量の大切さを啓発するイベントの実施	

# 平成26年度公益財団法人横浜市消費者協会事業計画書（基金分再掲）

単位:千円 ( )内は前年度予算

事業名	内容
<b>I センター機能活性化事業</b>	<b>64,538千円(63,222千円)</b>
<b>1 消費者教育事業</b>	<b>1,311千円(900千円)</b>
出前講座	出前講座用教材等の作成
食品表示・安全講座	消費者の食品の表示・安全に対する知識や理解を深めることを目的に、食に関する講演会を行う【年1回】
<b>2 消費者啓発事業</b>	<b>15,790千円(14,667千円)</b>
消費者被害未然防止啓発	①メディアを利用した啓発(ラジオ、地域情報誌等) ②啓発グッズの作成 ③高齢者向け啓発(リーフレット) ④「悪質な訪問販売お断り！」の啓発シールの作成
地域に根ざした高齢者向け消費者啓発	情報が届きにくい高齢者に対する、福祉関係者との連携による消費者啓発及びセンター周知(センターサポーター転換)
若者向け消費者啓発	若者向け媒体等を利用した悪質商法手口などの啓発(情報紙等)
センター広報・周知	交通機関等での周知 車内映像広告、大型ビジョン広告、駅映像広告《新規》によるセンター相談窓口等の周知
<b>3 IT関連情報発信事業</b>	<b>866千円(500千円)</b>
ホームページ モバイル版ホームページ	ホームページのスマートフォン対応、年間保守《新規》
メールマガジン配信	メールマガジン配信登録の周知
<b>4 相談事業</b>	<b>44,731千円(44,644千円)</b>
消費生活相談	①主任相談員、相談員の相談体制の強化 ②相談員が相談の処理にあたり、弁護士の助言を受ける法律相談【年12回】 ③相談員が相談の処理にあたり、専門家から助言を受ける専門相談 ④特別相談(工事・建築110番) ⑤相談員に対して専門知識研修等を実施
<b>5 商品テスト事業</b>	<b>1,840千円(2,511千円)</b>
苦情品原因究明	相談者が持参した苦情品について、専門機関と連携し原因を究明 ①建築など専門機関への報告書作成やあっせん立会いなどの委託 ②原因究明検査機関への委託等を実施
共同商品テスト	消費者団体や消費生活推進員と協働で商品テストを実施